

# キャリアアップ助成金支給申請チェックリスト

## 短時間労働者労働時間延長コース

※チェック項目を確認し、支給申請期間内に管轄のハローワークまで提出してください。(★印は必要な場合のみ提出)

平成 年 月 日

|            |          |        |   |
|------------|----------|--------|---|
| 6か月分の賃金支払日 | 平成 年 月 日 | 支給申請期間 | 短時間労働者の週所定労働時間延長後6か月分の賃金を支給した日(時間外手当を含む)の翌日から起算して2か月以内になります |
|------------|----------|--------|---|

※時間外手当が就業規則等により基本給とは別に翌月以降に支給している場合、時間外手当の支給実績に関係なく6か月分の時間外手当が支給される日を「6か月分の賃金支払日」とする。

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 申請事業所名(雇用保険適用事業所番号) | ( - - ) |
|---------------------|---------|

| No. | 必要な場合のみ | 申請書類                                | チェック項目                                      | 事業主提出前確認欄                | 安定所確認欄                   |
|-----|---------|-------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|
| 1   |         | キャリアアップ助成金支給申請書<br>様式第7号            | ・裏面を確認のうえ記入してください<br>・記入・押印もれがないことを確認してください | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2   |         | 8 短時間労働者労働時間延長コース内訳<br>様式第7号(別添様式8) | ・裏面を確認のうえ記入してください                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3   |         | 支給要件確認申立書<br>(共通要領様式第1号)            | ・記入・押印もれがないことを確認してください                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4   | ★       | 支払方法・受取人住所届                         | ・本助成金の申請が初めての場合や口座等の変更があった場合に提出してください       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

【注】上記1～4の申請書類の訂正箇所には訂正印をお願いします。

| No. | 必要な場合のみ      | 添付書類   | チェック項目  | 事業主提出前確認欄                | 安定所確認欄                   |
|-----|--------------|--|---|--------------------------|--------------------------|
| 5   |              | キャリアアップ計画書(写)                                | ・管轄労働局長の確認を受けたものを提出してください<br>・確認後に「キャリアアップ計画書(変更届)様式第2号」を提出している場合は、変更届(写)も提出してください  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6   |              | 対象労働者の週所定労働時間の延長前の雇用契約書等                     | ・週所定労働時間の延長前(6か月)の労働条件が確認できるもの  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7   |              | 対象労働者の週所定労働時間の延長後の雇用契約書等                     | ・週所定労働時間の延長後(6か月)の労働条件が確認できるもの  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8   |              | 対象労働者の賃金台帳<br>(当該適用を受けた日から6か月経過する日までの賃金に係る分) | ・週所定労働時間の延長前6か月分(週所定労働時間延長の適用を受けた日の前日から6か月前の日までの賃金に係る分)および延長後6か月分<br>※通常の勤務した日の日数が11日未満の月は除いた6か月分                                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9   |              | 対象労働者の出勤簿等                                   | ・週所定労働時間の延長前6か月分及び延長後6か月分   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 10  | 中小企業事業主である場合 | 中小企業事業主であることが確認できる書類                         | 中小企業事業主であることを確認できる書類<br>a 企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当<br>□・・・登記事項証明書等(写)<br>b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当<br>□・・・事業所確認票(様式第8号) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 11  | ★            | 離職者の退職理由が確認できる書類                             | ・退職届等(支給申請期間中、支給申請日までに対象労働者が退職した場合、本人の都合による離職等以外の理由で退職していないこと)の確認   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※生産性要件を満たし、助成額の増額加算を受ける場合

|    |   |                                    |  |                          |                          |
|----|---|------------------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 12 | ★ | 生産性要件算定シート<br>共通要領 様式第2号           | ・支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が3年前に比べ6%以上伸びていることが要件。※但し、生産性伸び率が1%以上6%未満の場合⇒16            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 13 | ★ | 生産性要件算定シート(様式第2号)の算定の根拠となる証拠書類     | ・損益計算書・総勘定元帳等  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 14 | ★ | 与信取引等に関する情報提供に係る承諾書<br>(共通要領様式第3号) | 生産性伸び率が1%以上6%未満であるが生産性要件の適用を希望する場合、与信取引のある金融機関の評価を参考に生産性要件を決定するため、金融機関に確認依頼するためのもの | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

週所定労働時間の延長が1時間以上5時間未満、新たに社会保険に適用し労働者の手取り収入が減少しない場合

1時間以上:13%以上昇給 2時間以上:8%以上昇給 3時間以上:3%以上昇給 4時間以上:2%以上昇給

|    |   |  |                   |                          |                          |
|----|---|--|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 15 | ★ | 賃金規定改定コース内訳<br>様式第7号(別添様式3)<br>選択的適用拡大導入時処遇改善コース内訳<br>様式第7号(別添様式7) | ・裏面を確認のうえ記入してください | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|----|---|--|-------------------|--------------------------|--------------------------|

(裏面へつづく)

| No.                       | 必要な場合のみ | 添付書類         | チェック項目   | 事業主提出前確認欄                | 安定所確認欄                   |
|---------------------------|---------|--------------|--|--------------------------|--------------------------|
| <b>※適用拡大対象企業(特定適用事業所)</b> |         |              |  |                          |                          |
| 16                        | ★       | 特定適用事業所該当通知書 | ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第17条に規定する特定適用事業所(いわゆる従業員501人以上企業)に該当する場合に提出してください | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

**※上記書類の他、労働局が必要と認める書類の提出を求められます。**

安定所  
担当者  
確認印

1. 対象となる労働者(次の①から⑤までのすべてに該当する労働者が対象となること。)

①支給対象事業主に雇用される有期契約労働者等であること。

②次の(1)から(5)までのいずれかに該当する労働者であること。

- (1)週所定労働時間を5時間以上延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者
- (2)週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べ13%以上昇給している者
- (3)週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べ8%以上昇給している者
- (4)週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べ3%以上昇給している者
- (5)週所定労働時間を4時間以上5時間未満延長した日の前日から起算して6か月以上の期間継続して、有期契約労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べ2%以上昇給している者

③週所定労働時間を延長した日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者であること。

④週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族および姻族をいう)以外の者であること。

⑤支給申請日において離職(本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く)していない者であること。

2. 対象となる事業主(次の①から④までのすべてに該当する事業主であること。)

①雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長(※1)または賃金規定等改定コースもしくは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取りが減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用した事業主であること。

※1 延長後6か月の週所定労働時間と延長前6か月の週当たりの平均実労働時間の差が5時間以上である場合をいう(1時間以上5時間未満延長である場合も同様とする。)

②上記①により週所定労働時間を延長した労働者を延長後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して延長後の処遇適用後6か月(※2)の賃金を支給した事業主であること。 ※2 通常に勤務をした日数が11日未満の月は除く。

③上記①により週所定労働時間を延長した日以降の期間について、当該労働者を雇用保険および社会保険の被保険者として適用させている事業主であること。

④上記①により週所定労働時間を延長した際に、週所定労働時間及び社会保険加入状況を明確にした雇用契約書等を作成および交付している事業主であること。

**※支給要件等の詳細については、「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。**